

令和5年度第2回埼玉県児童福祉審議会

日時：令和5年9月1日（金）

10時～11時

場所：Web開催

1 開会

2 福祉部少子化対策局長あいさつ

3 審議事項

- (1) 「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の進捗状況について
- (2) 児童養護部会の審議経過について

4 報告事項

- (1) 児童福祉審議会委員定数の変更に伴う審議会規則の改正について

5 閉会

〔配布資料〕

- 資料1－1 「埼玉県子育て応援行動計画」（R2年度～R6年度）の
取組指標の実績一覧
- 資料1－2 「埼玉県子育て応援行動計画」（令和2～6年度）の取組指標
の実績について
- 資料2 児童養護部会 審議結果報告
- 資料3－1 児童福祉審議会委員定数の変更に係る審議会規則の改正について
- 資料3－2 児童福祉審議会規則

埼玉県子育て応援行動計画（R2年度～R6年度）の取組指標の実績一覧

資料1-1

項目	指標 (数値目標)	策定時 H30 年度 ※	実績			目標値
			R2年度	R3年度	R4年度	
1. 結婚・出産の希望実現	合計特殊出生率	1.34	1.27	1.22	1.17 (概数)	1.59
	SAITAMA出会いサポートセンター会員市町村数	26 市町村	41 市町村	44 市町村	47 市町村	63 市町村
	不妊検査助成件数 (R4年度～)	- 件	- 件	- 件	2,159 件	2,530 件
2. 親と子の健康・医療の充実	乳幼児健康診査の未受診率	1歳6か月児 4.2 %	4.8 (R1実績)%	4.2 (R2実績)%	5.6 (R3実績)%	3.0 %
		3歳児 6.0 %	6.9 (R1実績)%	7.5 (R2実績)%	6.3 (R3実績)%	5.0 %
	麻疹・風しん第2期定期接種率	94.4 %	94.9 %	94.1 %	調査中 %	95 %
3. 「子育て」と「子育ての支援」の推進	保育所等受入枠	130,135 人	140,938 人	144,458 人	147,125 人	153,132 人
	延長保育事業	65,161 人	69,851 人	74,695 人	75,772 人	75,750 人
	一時預かり事業	594,053 人日	665,402 人日	670,953 人日	681,391 人日	691,777 人日
	病児保育事業	48,391 人日	57,865 人日	62,581 人日	64,731 人日	63,529 人日
	放課後児童クラブ受入枠	69,081 人	75,119 人	76,637 人	77,910 人	82,631 人
4. ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進	多様な働き方実践企業の認定数	2,805 社(延べ)	3,356 社(延べ)	3,584 社(延べ)	3,828 社(延べ)	4,250 社(延べ)
5. 「子供の貧困対策」の推進、配慮を要する子供への支援	生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率	47.8 %	43.7 %	37.8 %	36.3 %	60.0 %
	児童養護施設退所児童の大学等進学率	25.7 %	26.6 %	38.6 %	調査中 %	35 %
	子供の居場所数	323 か所	380 か所	520 か所	調査中 か所	800 か所
	ひとり親世帯向け住宅の供給戸数 ※R4年度末までの目標	0 戸	300 戸	500 戸	700 戸	700 戸
6. 児童虐待防止・社会的養育の充実	里親等委託率	22.1 %	23.9 %	25.1 %	24.2 %	32 %
	児童養護施設退所児童の大学等進学率(再掲)	25.7 %	26.6 %	38.6 %	調査中 %	35 %
7. 子育てしやすいまちづくりの推進	自主防犯活動が実施されている地域の割合	88.9 %	89.1 %	88.7 %	88.0 %	90 %
	声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数	56 市町村	46 市町村	45 市町村	54 市町村	57 市町村

※乳幼児健康診査の未受診率のみH29年度実績

**「埼玉県子育て応援行動計画」《令和2～6年度》
の取組指標の実績について**

○令和6年度を目標年度とする以下の19の指標（再掲を含む）を設定しており、令和4年度の進捗状況は以下のとおりです。

1. 結婚・出産の希望実現

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
合計特殊出生率	1.34	1.17 (概数)	1.59

【SAITAMA出会いサポートセンター会員市町村数】
・官民連携の結婚支援の取組である「SAITAMA出会いサポートセンター」を県内市町村や民間企業等とともに運営し、結婚を希望する独身者の出会いから結婚までの支援を行います。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
SAITAMA出会いサポートセンター会員市町村数	26市町村	47市町村	63市町村

《令和4年度の取組実績》

- 20代限定無料体験を実施。
- 未加入市町村への少子化対策協議会等を通じた加入の呼びかけや出張登録会を実施。

【不妊治療助成件数（さいたま市、川越市、越谷市及び川口市を除く。）】

・不妊検査及び不育症検査に要する費用を助成し、早期受診を促進させます。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
不妊検査助成件数	- 件	2,159 件	2,530 件

《令和4年度の取組実績》

各事業を実施する市町村に対し、補助金の一部を助成。

※計画策定当初の指標は「不妊治療助成件数」だったが、不妊治療は令和4年度から保険適用となり助成制度が終了するため、令和4年度より、不妊検査助成件数が指標となっている。

(参考) 不妊治療助成件数 6年度(目標値) 6,100件
3年度実績 8,698件

2. 親と子の健康・医療の充実

【乳幼児健康診査の未受診率】

・妊娠中の健康管理と胎児への影響、妊婦健診・乳幼児健診・定期予防接種の重要性などの母子の健康保持に関する知識、発達段階に応じた親子の関わりや男性の育児参加などの親としての心構えについて、母子健康手帳副読本等により、市町村と連携して普及啓発を図ります。

		29年度 (策定時)	3年度	6年度 (目標値)
乳幼児健康診査 の未受診率	1歳6か月児	4.2%	5.6%	3.0%
	3歳児	6.0%	6.3%	5.0%

《令和4年度の取組実績》

母子健康手帳副読本等により、妊婦健診・乳幼児健診等重要性を周知。

【麻しん・風しん第2期定期接種率】

・特定感染症予防指針に基づき、麻しん・風しんに関する正しい知識や予防接種の重要性について普及啓発を進めるとともに、予防接種の勧奨に努めます。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
麻しん・風しん 第2期定期接種率	94.4%	集計中	95%

《令和4年度の取組実績》

県医師会と連携し、子ども予防接種週間に接種勧奨を実施。
就学時検診前に各関係機関に接種勧奨を依頼。
彩の国だよりに予防接種勧奨の記事を掲載。

3. 「子育て」と「子育て」の支援

【保育所等受入枠】

- ・ 保育所の待機児童対策を引き続き進め、市町村のニーズを踏まえた保育の受入枠を確保します。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
保育所等受入枠	130,135人	147,125人	153,132人

《令和4年度の取組実績》

国の交付金等を活用した認可保育所等の整備を進め、保育サービス受入枠（認可保育所等）を拡大。

○ 多様な保育ニーズに応える受け皿の確保

【延長保育事業】

- ・ 就業形態の多様化に対応するため延長保育の実施を促進します。

【一時預かり事業】

- ・ 保護者の病気や冠婚葬祭など日常生活上の突発的な事情や社会参加、育児疲れなどに対応するため、子供を一時的に預かる事業の拡充に努めます。

【病児保育事業】

- ・ 病気になった子供をやむを得ない理由により看病できない場合に備えて、通常の保育所では対応できない病児・病後児保育施設の整備を促進します。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
延長保育事業	65,161人	75,772人	75,750人
一時預かり事業	594,053人日	681,391人日	691,777人日
病児保育事業	48,391人日	64,731人日	63,529人日

《令和4年度の取組実績》

各事業を実施する市町村に対し、運営費の一部を助成。

【放課後児童クラブ受入枠】

・放課後児童クラブの待機児童対策を進めるため、新設・改修整備等を含めた様々な手法を活用し、市町村のニーズを踏まえた受入枠の確保を図ります。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
放課後児童クラブ 受入枠	69,081人	77,910人	82,631人

《令和4年度の取組実績》

放課後児童クラブ実施する市町村に対し、運営費の一部を助成。

新設や学校の余裕教室等を改修し、放課後児童クラブを整備する市町村に対し、整備費の一部を助成。

4. ワークライフバランス・男女の働き方改革の推進

【多様な働き方実践企業の認定数】

・短時間勤務やフレックスタイム、時間外勤務の縮減など多様な働き方を推進し、男女共に働き続けられる職場環境づくりを促進します。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
多様な働き方実践企業 の認定数	2,805社 (延べ)	3,828社 (延べ)	4,250社 (延べ)

《令和4年度の取組実績》

仕事と家庭の両立ができる職場環境づくりを促進するため、短時間勤務やフレックスタイムなど、多様な働き方を実践している企業を認定。

5. 「子供の貧困」対策の推進、配慮を要する子供への支援

【生活保護世帯の中学3年生の学習支援事業利用率】

・生活困窮世帯及び生活保護世帯の中高生を対象とした学習支援事業（アスポート事業）や小学生を対象とした学習・生活支援事業（ジュニア・アスポート事業）を実施し、貧困の連鎖の解消を目指します。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
生活保護世帯の 中学3年生の学習支援 事業利用率	47.8%	36.3%	60.0%

《令和4年度の取組実績》

支援員が生活保護世帯等を訪問し高校進学の可能性を理解してもらおうとともに、学習教室で学生ボランティア等による高校進学に向けた支援を実施。

【児童養護施設退所児童の大学等進学率】

・児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
児童養護施設退所児童 の大学等進学率	25.7%	集計中	35%

《令和4年度の取組実績》

県単独補助事業である施設入所児童フェアスタート応援事業費において、施設入所児童の高校での学習・生活支援に係る費用の一部を助成。

【子供の居場所数】

・子ども食堂や学習支援、プレーパークなどの居場所を支える人材を養成するとともに、企業と居場所づくりに取り組む団体をマッチングすることで、継続的な支援体制を構築します。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
子供の居場所数	323 か所	集計中	800 か所

《令和4年度の取組実績》

こどもの居場所づくりアドバイザーを派遣し、子供の居場所の立ち上げ・継続の支援を実施。

子供の居場所づくりに取り組む団体と、それらを支援したいと考えている方とのマッチングを実施。

【ひとり親世帯向け住宅の供給戸数】

・低所得のひとり親世帯向けに県営住宅を令和4年度までに700戸供給します。

	30年度 (策定時)	4年度	4年度 (目標値)
ひとり親世帯向け住宅の供給戸数	0戸	700戸	700戸

※令和4年度末までの指標

《令和4年度の取組実績》

県営住宅の定期募集において、ひとり親世帯向け住宅を提供。

6. 児童虐待防止・社会的養育の充実

【里親等委託率】

・保護を必要とする子供の里親委託を推進するため、里親への研修や委託後の訪問支援などを行う里親等委託調整員、実親の理解を進める里親委託強化推進員を各児童相談所に配置し、里親制度の普及啓発を進めます。また、里親委託など家庭養育を推進するため児童相談所の職員体制の充実を図ります。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
里親等委託率	22.1%	24.2%	32%

《令和4年度の取組実績》

里親研修の実施、全児童相談所へ里親等委託調整員及び里親強化推進員を配置、関係機関等へ里親制度啓発用ポスター・チラシを配布。

【児童養護施設退所児童の大学等進学率（再掲）】

・児童養護施設等の入所児童等に対する学習費等の支援を通じ、児童が高等学校等に通学し、希望に応じて進学・就職等の進路を選択できるように支援します。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
児童養護施設退所児童 の大学等進学率（再掲）	25.7%	集計中	35%

《令和4年度の取組実績》

県単独補助事業である施設入所児童フェアスタート応援事業費において、施設入所児童の高校での学習・生活支援に係る費用の一部を助成。

7. 子育てしやすいまちづくりの推進

【自主防犯活動が実施されている地域の割合】

・ 県民、事業者、NPO等が結成する自主防犯活動団体「わがまち防犯隊」などによる民間パトロール活動や青少年への声掛け活動を支援します。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
自主防犯活動が実施 されている地域の割合	88.9%	88.0%	90%

《令和4年度の取組実績》

わがまち防犯隊レベルアップセミナーによる講習会の実施や防犯のまちづくり出前講座、現地指導の実施

犯罪発見時の警察への通報、要保護者の保護等に御協力いただき協定を県内事業者と締結

【声かけを行う非行防止夜間パトロールの実施市町村数】

・ 学校との連携による子供の犯罪被害防止対策や、PTA等の学校関係者、少年警察ボランティア、地域の青少年育成関係者、地域住民等との連携によるパトロール活動などの安全対策を推進します。また、学校と警察との橋渡し役としてのスクール・サポーターの効果的な運用を図ります。

	30年度 (策定時)	4年度	6年度 (目標値)
声かけを行う非行防止 夜間パトロールの 実施市町村数	56市町村	54市町村	57市町村

《令和4年度の取組実績》

市町村に対するパトロール活動の呼びかけを行い、研修会等の機会を通じ、パトロール活動への積極的な取り組みを依頼。

活動実績調査や、夏期期間(7・8月)のパトロール活動の活動実績調査を実施。

児童養護部会 審議結果報告

資料2

1 里親の認定に関する審議

(1) 開催及び審議状況

(単位：世帯)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適當	保留	計
令和5年度	第2回	R5. 7. 28	16	16	0	0	16
計			16	16	0	0	16

(2) 認定・登録里親の状況

ア 種類別

(単位：世帯)

養育里親		養育里親＋ 養子縁組里親	養子縁組 里親	親族里親	計
うち専門里親					
5	0	11	0	0	16

イ 職業別

(単位：人)

	会社員	自営業 会社役員	公務員	非正規就労	無職	その他	計
里父	8	5	2	0	0	0	15
里母	6	2	2	2	3	0	15
計	14	7	4	2	3	0	30

ウ 年齢別

(単位：人)

	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	計
里父	1	5	4	5	0	0	15
里母	0	5	6	3	1	0	15
計	1	10	10	8	1	0	30

2 児童相談所の採る措置に関する審議

(単位：件)

年度	回	開催 年月日	諮問 件数	答 申			
				適当	不適當	保留	計
令和5年度	第2回	R5. 7. 28	6	6	0	0	6
計			6	6	0	0	6

3 被措置児童等虐待事案の報告

(単位：件)

虐待該当	非該当	計
1	0	1

児童福祉審議会委員定数の変更に伴う審議会規則の改正について

資料3-1

埼玉県子育て応援行動計画における位置付けについて

現埼玉県子育て応援行動計画の位置づけは以下のとおりであるが、次期計画では新しく、こども基本法第十条による都道府県こども計画を新たに追加する。

根拠	法律・通知上の計画の名称	位置付け
次世代育成支援対策推進法	都道府県行動計画	策定任意
子ども・子育て支援法	都道府県子ども・子育て支援事業支援計画	策定義務
母子及び父子並びに寡婦福祉法	都道府県自立促進計画	策定任意
子どもの貧困対策推進法	都道府県子どもの貧困対策計画	努力義務
厚労省通知	都道府県母子保健計画	技術的指導
厚労省通知	都道府県社会的養育推進計画	技術的指導

こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第十条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

【参考】こども大綱

こども施策を総合的に推進するために、こども施策に関する基本的な方針、重要事項を政府が定めるもの。これまで別々に作られてきた「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」が束ねられ、こども大綱に一元化される。

児童福祉審議会委員の委員定数の変更及び規則の改正について

埼玉県子育て応援行動計画に都道府県こども計画を追加するにあたり、子供・若者の分野が計画に加わることになる。そのため、児童福祉審議会委員に子供・若者（青少年関係）の専門家に加わっていただく必要がある。それに伴い、委員定数の変更（増員）及び埼玉県児童福祉審議会規則を改正する。

（組織）

第二条 審議会は、委員十六人以内をもって組織する。 【改正後】審議会は、委員十七人以内をもって組織する。



埼玉県児童福祉審議会規則

平成十七年四月一日

規則第九十六号

改正	平成一九年 六月 一日規則第六三号	平成二一年 三月三十一日規則第五二号
	平成二四年 三月三〇日規則第二九号	平成二五年十一月 八日規則第六三号
	平成二六年一〇月二四日規則第七六号	平成二九年 三月二八日規則第二〇号
	平成三〇年 三月三〇日規則第二七号	令和三年 三月三〇日規則第一〇号

(趣旨)

第一条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和二十八年埼玉県条例第十七号）第六条の規定に基づき、埼玉県児童福祉審議会（以下「審議会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十六人以内をもって組織する。

(委員)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 臨時委員の任期は、特別の事項を調査審議する期間とする。

(委員長及び副委員長)

第五条 委員長は、会務を総理し、審議会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第六条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

5 委員及び臨時委員は、審議会の議決により当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議決に加わることができない。

(部会)

第七条 審議会に、次の表の下欄に掲げる事項を調査審議するため、同表の上欄に掲げる部会を置く。

部会の名称	調査審議事項
一 児童養護部会	1 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号。以下この号において「法」という。）第六条の四に規定する里親の認定に関する事項 2 法第二十七条第六項に規定する措置に関する事項 法第三十三条の十五第三項に規定する報告に関する事項
二 認可部会	1 児童福祉法第三十五条第六項に規定する保育所の設置の認可に関する事項 2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号。以下この号において「法」という。）第十七条第三項に規定する幼保連携型認定こども園の設置等の認可に関する事項 3 法第二十一条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖の命令に関する事項 4 法第二十二条第二項に規定する幼保連携型認定こども園の認可の取消しに関する事項

- 2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、その部会に属する委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、その部会の事務を掌理する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 審議会は、第一項の表の下欄に掲げる事項その他あらかじめ部会に付託した事項について、部会の議決をもって審議会の会議の議決とする。
- 7 部会長は、前項に規定する事項について、適宜その審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。

(関係者の出席)

第八条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第九条 審議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員及び当該議事に関係のある臨時委員の三分の二以上の多数で議決したときは、公開しないことができる。

(議事録)

第十条 議長は、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長のほか、出席した委員のうちから議長が指名する二人の委員が署名しなければならない。

(準用)

第十一条 第六条及び第八条から前条までの規定は、部会の会議について準用する。この場合において、第六条第一項中「委員長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第十二条 審議会の庶務は、福祉部少子政策課において総括し、及び処理する。ただし、児童養護部会の庶務は福祉部こども安全課において、認可部会の庶務は福祉部少子政策課において、それぞれ処理する。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成十九年六月一日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十一年三月三十一日規則第五十二号)

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年三月三十日規則第二十九号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十五年十一月八日規則第六十三号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十六年十月二十四日規則第七十六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月二十八日規則第二十号)

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月三十日規則第二十七号)

この規則は、平成三十年四月二日から施行する。

附 則 (令和三年三月三十日規則第十号)

この規則は、公布の日から施行する。